

別表十の二(二)

「18」、「31」、「34」、「37」又は「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の
連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る
特別控除額の損金不算入に関する明細書連 結 事 業 年 度
： 法人名
： ()

別表十の二(二) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	10	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 . .		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11	
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 . .		差引譲渡経費の額 (10) - (11)	12	
	譲渡資産の種類	4			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13	
	取得した補償金等の額	5			譲渡益の額 (5) + (6) - (7) - (8) 又は (9) - (12) 又は (13)	14	
	特別控除に係る交換取得資産の価額	6			当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	15	
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7		特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16	
	譲渡資産の帳簿価額	8			特別控除残額 5,000万円 - (16)	17	
	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	9			特別控除額 ((14) 又は (15)) と (17) のうち少ない金額	18	

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	19		特定土地地区画整理事業等	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	20	(平 . .) 平 . .		特別控除残額 2,000万円 - (29)	30	
取得した対価の額	21			特別控除額 (28) と (30) のうち少ない金額	31	
交換取得資産の価額	22			当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	32	
交換取得資産につき交換差金	23			特別控除残額 1,500万円 - (32)	33	
				特別控除額 (28) と (33) のうち少ない金額	34	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	24		農地の特別控除等	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	
譲渡経費の額の計算	25			特別控除残額 800万円 - (35)	36	
	26			特別控除額 (28) と (36) のうち少ない金額	37	
	27			当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	
	28			特別控除残額 1,000万円 - (38)	39	
	29			特別控除額 (28) と (39) のうち少ない金額	40	

P40参照

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (18) + (31) + (34) + (37) + (40)	41	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(41)の合計)	44	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 (44) - (47) × $\frac{(41)}{(44)}$	42			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	45	
	特別控除額の個別帰属損金額 (41) - (42)	43			特別控除残額 5,000万円 - (45)	46	
					特別控除額 (44) と (46) のうち少ない金額	47	

別表十の二(二)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	「第68条の73第1項」、「第68条の73第2項」若しくは「第68条の73第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の101第5項」	10215	「18」欄の金額

「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の74第1項	10216	「31」欄の金額

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の75第1項	10351	「34」欄の金額

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の76第1項	10218	「37」欄の金額

「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	第68条の76の2第1項	10219	「40」欄の金額